

海水浴期間のルール

海水浴場開設時間は午前 8:00～午後 5:00 となっています
喫煙は、指定された喫煙場所をお願いいたします

片瀬西浜海水浴場 (7月1日～8月31日)



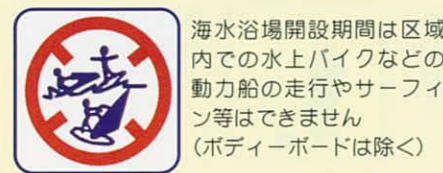
辻堂海水浴場 (海の日～8月下旬)



遊泳区域のルール

- 遊泳可能
- 遊泳注意
- 遊泳禁止

海水浴場は白い杭やブイで区切られています



このルールに違反すると罰則を科せられることがあります



何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回避する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇等又はこれらにけん引される物を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。違反した場合は罰則を科せられることがあります。

神奈川県迷惑防止条例第 13 条
(水浴場等における危険行為等の禁止)



漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為をする事は漁業法で禁止されています。違反した場合は罰則を科せられることがあります。

漁業法第 143 条

藤沢の海は、景勝地「江の島」を擁し、穏やかな気候と自然・景観に恵まれています。

その海は昔から漁業の場として大事に活用され、夏は日本有数の海水浴場「東洋のマイアミビーチ」として親しまれています。特に最近では水上バイクをはじめサーフィン、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツを楽しむ人が増え賑わいを見せています。

その一方で、マリンスポーツ愛好者同士のトラブルや漁業者とのトラブルが懸念され、また、浜を利用する人達の中には車を乗り入れ植物の生息環境を壊したり、犬の放し飼いや糞の放置、深夜の打ち上げ花火、ゴミを放置するなどマナーを守らない人がいて、「海」「浜」とともに近隣の居住環境に影響を与えています。

藤沢市では、みなさまにこの海・浜を「安全」に「安心」して楽しんでいただくために、「藤沢 海・浜のルールブック」を作りました。

このルールは、「快適に過ごせる藤沢の海と浜にしていきたい」との願いを込めて作成したもので、湘南藤沢の海・浜を利用する方が、このルールを守っていただけるように、全国へメッセージとして発信します。

このルールブックは、2004年3月「藤沢海・浜の利用調整ルールづくり委員会」においてまとめられたもので、2011年7月に一部改訂をしたものです。

藤 沢 市

(経済部 農業水産課・観光課)

藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL 0466-25-1111

協力機関

- 湘南海上保安署・藤沢警察署・神奈川県・藤沢市消防本部
- 江の島・片瀬海岸環境づくり協議会・江の島片瀬漁業協同組合
- 藤沢市漁業協同組合・湘南藤沢マリンスポーツ連盟・湘南マリンスポーツ連盟
- PW 安全協会・藤沢市ヨット協会・湘南ウィンドサーフィン協会
- 日本サーフィン連盟湘南藤沢支部・藤沢市サーフィン協会
- サーフ 90 藤沢ライフセービングクラブ
- 日本ライフセービング協会・日本ライフセービング協会神奈川県支部
- 西浜サーフライフセービングクラブ・公募市民代表

藤沢
FUJISAWA

うみ はま
海・浜の

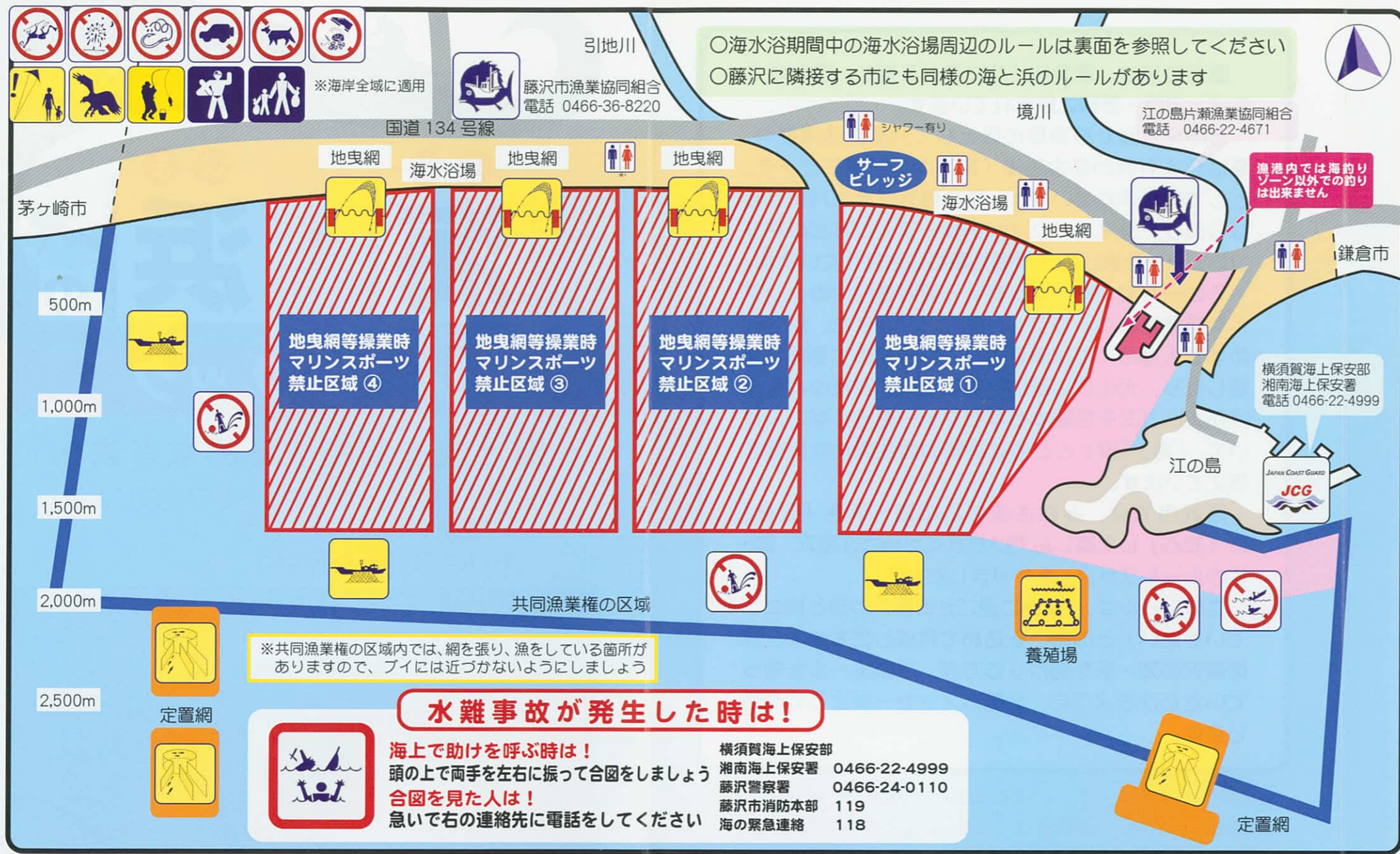
ルールブック

海と浜を利用するみなさまへ

- お互いにルールとマナーを守りましょう
- 自然を大切にしましょう
- みんなで仲良く安全に



海水浴場では喫煙は喫煙場所をお願いいたします。



うみはまの海・浜のルールブック

藤沢 FUJISAWA

注意! (CAUTION)

- 事故防止のため操業中の漁船には近づかないようにしましょう
- 定置網の周囲は保護区域となっていますので近づかないでください
- 事故防止のためワカメなどの養殖場には近づかないでください
- オフショア（北風）の強い時や大波の時は沖に流されないように注意しましょう
- 海岸で遊んだりスポーツなどの練習をする時は十分に注意しましょう
- トビが食べ物を狙っていますので注意しましょう。エサを与えないでください
- 砂浜に「地曳網操業中」の赤い旗が立った時は船や網に近づかないように注意しましょう
- 海釣りは周りの方の迷惑とならないようにしましょう

しない (DON'T) このルールに違反すると罰則を科せられることがあります

- 遊泳者やサーファーがいる時は波打ち際から150m以内には近づかない
- 貝類や海藻類を捕るのはやめましょう
- 砂浜への車両の乗り入れはやめましょう
- 河口、港口、航路周辺は徐行区域になっています。事故防止のため高速走行はやめましょう。(5ノット=時速10Km以下)
- 深夜(午後10時)から早朝(午前6時)は、音の出る花火や打ち上げ花火はやめましょう
- 砂浜で犬のリード(ひも)を外すのはやめましょう。糞は持ち帰りましょう
- 他の人の設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を回らないようにしましょう
- 切れた糸、針、鉛は必ず回収して帰りましょう
- 海岸の動植物を大切にしましょう。持ち帰るのはやめましょう

- 共同漁業権の区域
- 常時走行禁止区域
- 地曳網等操業時マリンスポーツ禁止区域
- 徐行区域

まもる (KEEP)

- ライフセーバーの注意を守りましょう
- ゴミ(食べかす・花火・タバコの吸い殻等)は必ず持ち帰りましょう

届出・協議 (REPORT・CONFERENCE)

届出・協議(打ち合わせ)先	届出・協議(打ち合わせ)内容
 海上保安署 横須賀海上保安部 湘南海上保安署 藤沢市江の島 1-12-2 電話 0466-22-4999	海上でイベントやレース等を行う時は届出をしてください
 神奈川県 藤沢土木事務所 許認可指導課 藤沢市鶴沼石上 2-7-1 電話 0466-26-2111	海・浜を利用するイベント等は届出をしてください
 漁業協同組合 江の島片瀬漁業協同組合 藤沢市片瀬海岸 2-20-25 電話 0466-22-4671 藤沢市漁業協同組合 藤沢市辻堂東海岸 4-3-21 電話 0466-36-8220	漁業権の漁場区域にかかるイベントやレース等を行う時は最寄りの漁業協同組合と事前に協議(打ち合わせ)をしてください

必ず! ショップやハーバー等の出艇・帰着の申告をしましょう